

社会福祉法人山形市社会福祉協議会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形市社会福祉協議会の役員、評議員、委員及び相談員等(山形市の常勤特別職の職員又は一般職の職員でこれらの職を兼ねている者を除く。)に対する報酬及び旅費並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 会長に支給する報酬は次の各号に定める額とする。

- (1) 常勤の場合月額30万円を上限とする。ただし、具体的な金額は、理事会で決定するものとする。
- (2) 非常勤の場合月額20万円とする。
- 2 常勤の会長には、期末手当、寒冷地手当、扶養手当及び通勤手当を支給する。
- 3 前項の報酬及び手当の支給条件、支給方法並びに手当の額は、事務局職員給与規程の規定の例による。
- 4 常務理事に支給する報酬は理事会が定める額とする。
- 5 常務理事には、期末手当、寒冷地手当、扶養手当及び通勤手当を支給する。
- 6 前項の報酬及び手当の支給条件、支給方法並びに手当の額は、事務局職員給与規程の例による。
- 7 会長、常務理事以外の役員等は無報酬とする。ただし、別表1により費用を弁償することができる。

(委員、相談員の報償等)

第3条 委員及び相談員には別表2に定める額の報償を支給する。

別表 1

出席した会議等	費用弁償の額	
	山形市内	山形市外
理 事 会	日額4,000円	日額6,000円
正副会長会議	日額4,000円	日額6,000円
監 査	日額4,000円	日額6,000円
評 議 員 会	日額4,000円	日額6,000円
評議員選任・解任委員会	日額4,000円	日額6,000円
役員等として出席する会合等	日額4,000円	日額6,000円

別表 2

委 員 等	報 償
ふれあい総合相談所 所長	年 額 30,000円
ふれあい総合相談所 相談員	月 額 13,000円
ふれあい総合相談所 専任相談員	月 額 110,000円
ふれあい総合相談所 税理士	日 額 16,000円
ふれあい総合相談所 社会保険労務士	日 額 11,000円
法律相談所 弁護士	日 額 25,000円
法人後見事業業務監督審査会委員	日 額 5,000円
部会委員及び委員会委員	日 額 4,000円

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月一部改正)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月一部改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月一部改正)

この規程は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月一部改正)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月改正)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月改正)

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月改正)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月改正)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月改正)

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

(平成29年6月13日第144回評議員会にて承認)

附 則 (平成29年12月改正)

- 1 平成29年12月22日から施行する・
- 2 第2条第1項第1号の定めに関わらず、平成29年6月1日から平成30年度の最終のものに関する定時評議員会の終結までの会長の報酬は、無報酬とする。

附 則 (令和元年6月改正)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。